

平成 30 年 8 月 24 日

自由民主党富山県支部連合会

政務調査会長 武田 慎一 殿

平成 31 年度 国・県予算に対する要望書

富山県商工会議所連合会

注) 要望内容の () 書きは、商工会議所の名前です。

凡例：(富山)は富山商工会議所

平成 31 年度の国・県予算等に対する要望について

④経済建設部会

景気・中小企業対策について

1. 地方創生の原動力となる中小企業・小規模事業者への支援について

地域経済の中核を担う中小企業・小規模事業者の活力強化に向けて、次の支援施策を一層強力に展開されたい。

(1) 商工会議所が関与する国の中小企業・小規模事業者向け補助金の予算確保について（富山）

商工会議所が地域の中小企業・小規模事業者に対し、積極的に関与する補助金について、特に以下の補助金に対し、平成 31 年度以降の継続実施及び十分な予算確保について国に強力に働きかけられたい。併せて、余裕を持った公募期間並びに補助実施期間の複数年度化を検討されたい。

- ① 経営発達支援計画の認定を受けた当所が行う「経営計画の策定」や「新たな販路開拓」に関する伴走型の小規模事業者支援に必要とする経費を補助する「伴走型小規模事業者支援推進事業補助金」
- ② 商工会議所などが小規模事業者と一体となって新たな販路開拓を支援することを目的とした「小規模事業者持続化補助金」
- ③ 事業の新展開や革新的な取り組みにチャレンジする中小企業・小規模事業者を支援し、当該事業者の発展並びに地域振興を図ることを目的とした「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」

(2) 創業補助金並びに事業承継補助金の継続実施及び予算の拡充について（富山）

地域経済を活性化させるには、新たな需要や雇用を創出する「創業」および技術の継承や雇用、サプライチェーンの維持を担う「事業承継」が重要項目である。

新たに創業する者に対し、創業に要する経費の一部を補う「創業補助金」は、経営基盤が脆弱な創業者を支援する制度として非常に効果的である。

また、平成 29 年度に創設された「事業承継補助金」は、事業承継を契機として経営革新や事業転換を行う中小企業・小規模事業者に対し、その新たな取り組みに要する経費の一部を助成する効果的な制度である。

については、地域における創業意欲を喚起し、創業者の取り組みを支援する「創業補助金」ならびに円滑な事業承継を実現する「事業承継補助金」の継続実施及び予算の拡充を図られたい。

(3) 生産性向上および人手不足対策等に資する支援について（富山）

- ① 「サービス等生産性向上 I T 導入支援事業 (I T 導入補助金) 」 の継続及び拡充

- ・ 補助率の引き上げ及び補助下限額の更なる引下げ
- ・ FinTech 社会への対応として、クラウド会計やクラウドサービス等 IT ツールの普及支援

②仕事と育児・介護の両立への取り組み支援について<新規>

少子高齢化が進む中、仕事と育児・介護が両立できるさまざまな制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みや、他の模範となるような取り組みを推進し、その成果が認められる企業を表彰する制度の拡充をされたい。県では仕事と子育ての両立については、表彰制度があるが、介護については対象となっていないため、仕事と介護の両立についての取り組みを行っている企業についても表彰の対象とされたい。

(4) 小規模事業者へのHACCPの導入支援（富山）<新規>

2020年東京オリンピック等を控え、外国から来日客が増加し、食を取り巻く環境が変化する中、食品の安全を確保するため、今年6月に15年ぶりに食品衛生法が改正された。これにより、原則として、全ての食品製造事業者等に対し、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められることになった。

については、人材不足が深刻な小規模事業者へのHACCPの導入が円滑に進められるよう人材育成や設備投資について配慮措置の拡充を図られたい。

(5) 消費税率 10%への引き上げの対応および申告時延納制度の創設について（富山）<新規>

2019年10月の消費税率引き上げまで残り1年余りとなったが、中小企業・小規模事業者の価格転嫁が円滑に進められるよう支援を強化されたい。

また、消費税率の引き上げにより、消費税納付額が従来に比べ増加することが見込まれることから、とりわけ小規模事業者の確実かつ円滑な納税を実現するため、所得税と同様に申告時に選択できる延納制度を創設されたい。

(6) 小規模事業指導費補助金の拡充と経営指導員等補助対象職員の増員について（富山、高岡、射水、魚津、黒部）

地域においては、人工減少、市場の縮小、後継者・人材不足、事業承継問題など様々な環境の変化や経営課題が顕在化してきており、商工会・商工会議所の役割が益々高まってきている。

このような中で、「小規模企業振興基本法」および「小規模支援法」が成立し、小規模企業の振興に関する施策について総合的かつ計画的、戦略的に実施するための新たな施策体系が構築されることになった。商工会・商工会議所が組織を挙げて地域事業者の経営支援に取り組み、これまで以上に企業の「成長・発展」を促すとともに、「事業の持続的発展」を支援していくことが求められている。

経営改善普及事業として小規模事業者への伴走型支援に積極的に取り組む

には、中小企業・小規模事業者が抱える複雑・多様化した経営課題に対して様々な支援を担う経営指導員や専門家等のマンパワーの拡充が不可欠である。

このうち、小規模事業者から直接的に相談を受ける経営指導員をはじめとする補助対象職員は、相談内容の多様化や緻密化、国際化等々の広範囲にわたる事案に対応するため、相談スキルや資質の向上はもとより各種関係機関との連携の強化等により、事業主の良きパートナーとしての伴走支援が求められている。

また、とやまエキスパートバンク（経営・技術強化支援事業費）には、これらの経営課題に対して、専門家による経営支援を迅速に実施できる極めて効果的な機能が求められている。

については、中小企業・小規模事業者の支援の充実・強化を図るため、補助対象職員の増員・補助金など支援の拡充、「とやまエキスパートバンク（経営・技術強化支援事業費）」をはじめとする小規模事業指導費補助金の増額など、経営改善普及事業に対する支援を一層強化されるよう格段のご配慮をお願いしたい。

2. 中小企業の人材不足解消への支援拡充について（高岡）

県西部地区においては、有効求人倍率が1.9倍となり、且つ、求人時給も急騰する等、中小企業が人材確保に大変苦慮している状況にある。地域社会の活性化には、中小企業が事業発展していくことが不可欠であることは言うまでもなく、その足かせになっている人材不足を解消することは、喫緊の課題となっている。

については、地域の中小企業の人材確保への支援拡充、特に、大都市圏からのU I Jターン支援（処遇面での都市間差額助成、移住者の生活安定化への経済的支援、情報提供体制の強化等）の強化とともに、若年労働者の不足を補うため、外国人労働者の受け入れ要件等の規制緩和をお願いしたい。

3. 信越、北関東周辺地域並びに、関西とのビジネス交流の推進について（富山）

北陸新幹線の全線整備を見据えて、移動時間が大幅に短縮した東京（関東）方面はもとより、大阪（関西）方面を含めたより広域な経済交流を実現することが重要である。

については、経済団体、関係機関と連携して、県内産業の振興を図るうえで非常に有効である当該地域とのビジネス交流の支援に引き続き努められたい。

4. 起業家支援制度の拡充について（黒部）

県においては、産業活性化並びに地方創生など、各種起業家支援策を講じられているが、県内で起業される方を増やし県内産業の活性化に繋げるためにも、新幹線が開業し2時間圏内となった関東圏での積極的な周知活動が必要であり、県民起業家の支援はもとより、県外からの富山県内での起業家支援体制も拡充すべきと考えている。

そのためには、起業しやすい公共施設等のインキュベーション施設などへの

再利用、またはそれ以後の起業家支援として少子化等により廃校となっている県立・市立等の小中学校・高等学校校舎等の工場アパートとしての再利用、特に小学校校舎についてはどの市町村であっても中心部に立地しており、商業・サービス業関係の創業支援には好立地であると思われる。制度の拡充についてご検討いただきたい。

5. 外国人研修生制度の改正について（黒部）

我が国は少子高齢化が進み、労働人口減少から産業界においては労働者不足が進み、特に地方での製造業を中心として人手不足が叫ばれている。

その中で、介護分野や医療分野・サービス分野等、国内での人手不足が想定される分野が拡充され、研修期間も最長5年間とされた。

しかしながら、研修生が帰国後の自国産業の成長に資する高度な「ものづくり技術」の伝承には未だ研修期間が不十分である。

については、現行では研修生は全て研修終了後の帰国が義務付けられているが、研修終了後の研修生本人の日本国内での更なる高度技術の習得希望などがある場合などは、研修先企業への研修延長や場合によっては就労が可能となるよう、国において研修制度の拡充を検討していただきたい。

地域振興について

6. まちづくり推進条例の徹底および更なる拡充について（富山）＜新規＞

2010年10月1日に施行された「商工業者等によるにぎわいと魅力あるまちづくり推進条例（平成22年富山県条例第27号）」は、①商工団体等は、商工業者の積極的な参加を得て「にぎわいと魅力あるまちづくり」を率先して取り組むこと②本店を県外に有する商工業者を含め、地域で事業を営むすべての商工業者が商工団体等へ加入することとなっている。

地域の事業所が減少する中、地域経済活動の活性化を図る為、本条例は有効であり、当所は本条例の周知に努めている。

については、本条例のさらなる普及促進に加え、県が事業者に対して行う助成金や補助金の申請には、商工会議所の加入を条件とするなど権利制限項目を整備し、遵守を徹底されたい。

7. 中心市街地の活性化について（富山）

魅力あるまちづくりを推進するため、富山市の『第3期中心市街地活性化基本計画』に盛り込まれている事業の実現に向けて引き続き支援されたい。

8. とやままちづくり税の創設について（砺波）＜新規＞

中心商店街地の活性化はどの市町村も喫緊の課題であり、各市町村で取り組んでいる。

しかしながら、整備された道路沿いでは、規制緩和でどの市も大型店、専門チ

チェーン店、ロードサイド店、コンビニの進出により、同じような光景となり、中心市街地の既存商店は疲弊し、後継者難や意欲減退など問題に対処しきれず虫食い状態となっているのが現状である。

大型店、専門チェーン店は、売上を都市部の本部で吸い上げ、その所在地で納税されている。

進出された地元では、行政機関は「雇用が産み出された、市民税・固定資産税が増えた」と言われるが、今後のまちづくりにおいては、やはり中心市街地の再生・活性化は不可欠である。

そこで、富山県の「水と緑の森づくり税」を先例として、県外で売上を吸い上げる事業者に対して、また、フランチャイズ契約されている店舗に対して、「中心市街地活性化・再生」の原資として使われることを目的に、独自に「地元のまちづくりに使われる・とやま(市税なら：となみ)まちづくり税」(※フランチャイズ契約に対しては本部から)を創設していただきたい。

9. 中心市街地の空き店舗対策について（富山）

中心市街地の空き地・空き店舗は、人口規模に関わらず、多くの地域で深刻な問題となっており、まちづくりの大きな課題となっている。これらの問題を放置することは、買い物をはじめとする生活機能の低下や消費の流出をもたらし、地方創生の足かせになる恐れがある。

については、空き地・空き店舗などの利活用に向け、税制面での優遇措置を講じるとともに、助成と制度の利用を更に促進されたい。

10. 商店街等の広域連携への支援について（富山）

近年、全国の商店街を取り巻く環境は、来街者の減少、商店街内の空き店舗の増加、後継者不足等、たいへん厳しいものがある。一方で、地域住民から商店街に寄せられる「地域コミュニティの担い手」としての期待は、これまでになく高まっているものの、商店街によっては単独で取り組める体力が低下している状況である。このような中、県では「富山県がんばる商店街支援事業」を立ち上げ、商店街の活性化を支援している。

については、地域連携支援についての助成額を拡充され、商店街の広域連携について支援されたい。

11. 災害対策の推進について（富山）

近年、全国各地において地震をはじめとする自然災害が発生しており、県内においても立山弥陀ヶ原の火山防災等の対策が急務である。

特に広範囲、長期間に及ぶような災害時には、企業は自社の被害だけでなく、サプライチェーンの喪失などを見据えた対策が必要であり、従業員の命を守り、少しでも被害を軽減し、早急に事業を復活させるために平時からBCP(事業継続計画)を策定する必要がある。

については、中小企業・小規模事業者に対し、BCP(事業継続計画)の周知および策定に対する支援を強化されたい。

1 2. 建築物の耐震改修に関わる支援強化について（富山）

2013年11月25日に施行された「改正耐震改修促進法」により、法で定めた建築物(注1)の耐震診断が義務化され、2017年2月10日に県、富山市、高岡市により1981年以前に建てられた大型施設（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震診断結果が公表された。

当該建築物の耐震改修については、国・県・市町村の「耐震診断義務付け対象である大規模な旅館・ホテルに対する耐震改修への補助制度」により最大44.8%の補助が受けられる。

しかし、法で定められた建築物のうち要安全確認計画記載建築物については、県または市町村の指定が必要であるが、未定となっている。

については、防災上、建築物の耐震化は喫緊の課題であり、法で定められた建築物の耐震化を円滑に促進するため、県と市町村の連携を密にし、国の耐震診断・改修に対する支援措置に加えて、耐震改修設計費などに対する県独自の助成制度を早急に検討されたい。

(注1) 法で定めた建築物

○要緊急安全確認大規模建築物

- ・旅館、店舗、病院などの不特定多数が利用する建築物および学校、老人ホームなどの避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものや一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等

○要安全確認計画記載建築物

- ・地方公共団体が指定する緊急輸送道路などの避難路沿道建築物
- ・都道府県が指定する防災拠点施設

1 3. まちづくりの為にアスベスト除去費用の助成について（砺波）〈新規〉

砺波市街地は区画整理事業によるまちづくりで発展してきた経緯があるが、昭和48年に建てられた商店街も45年が経過し、次の世代に「いいまちを残し少しでも発展させる為」に再建・大改修などを検討する時期にきている。

しかしながら、建築当時の商店街は「行政の方針・指導ですべてにアスベスト」が使用されており、解体のうえ新たな展開を検討する場合には多大な費用が必要となる。

以前には「アスベスト建物に対する解体費用の助成」があったが、現在はない。また、既存商店街も「住宅兼商店」としてスタートしたものの、現在は「住宅のみの住民」「空き家」と様態はさまざまである。

そこで、次の時代のことを論議する前提として、「アスベストを除去する」ことに対する手厚い助成をご検討いただきたい。

1 4. 空き家(店舗)に対する支援について（砺波）〈新規〉

砺波市の調査では、平成30年3月時点で467軒の空き家(店舗)があり、「アズマ建ち」など、昔からの大きな家が多数あることが特徴となっている。

しかしながら、移住促進や空き家利用に対しては、このような大きな家はニーズに合っているとはいえず、また、近年は「高機能(密)・高断熱住宅」が主流で

あり、大きな家を改修して住居とするよりはコンパクトな家を新築した方がコスト減となるのが現状である。

また、空き家は風を通して管理しないと、3年経過で改修が必要となり、5年ではほぼ住めない状態となる。空き家対策は時間との勝負であるが、ニーズがあるまで登録だけされ、そのままの状態であるのが現状です。

各市町村では「空き家に対する補助金」を独自に打ち出し、時間勝負の現実問題として移住等を推進しているが、住宅を求められる方とのニーズに大きな乖離がある。

そこで、県主導による空き家(店舗)に対する管理支援、解体などに関する調整をご検討願いたい。

15. 2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける地場産素材の使用について（高岡）

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、国民に夢と希望を与えるとともに、日本経済の発展に大きく寄与するものである。大会のメイン会場となる新国立競技場をはじめ、各種競技施設が整備されるにあたり、県内の地場産業が持つ優れたものづくり技術が活用されることにより、地域の産業振興や地域経済の発展に資するものと考ええる。

高岡においては、伝統技術の銅器、漆器のほか、アルミやガラスを生かした地場製品・技術が全国各地でモニュメントや建造物等で高く評価されていることから、当会議所では、これまで高岡市や地元業界関係者らと連携し、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会や日本スポーツ振興センターなどオリンピック関係団体に対して地場製品、技術の採用活動に取り組んできたところである。

については、地域の特色ある「ものづくり技術」のアピールや「地域イメージ」の向上につなげるため、聖火台の作製をはじめ、関連施設の整備における地場製品・技術の採用活動への一層のご支援をお願いしたい。

16. 県西部地域における拠点施設の整備について（高岡）

とやま呉西圏域連携中枢都市圏では、アルミ、鉄鋼等の金属・非鉄金属製品をはじめとしたものづくり産業が集積し、銅器、鋳物、木工などの伝統工芸産業も盛んであることから県内の産業拠点となっている。

については、この圏域の強みを生かし、起業や創業、成長分野への挑戦に対する支援、新技術・新製品の開発支援や環境整備、地域資源のブランディングや戦略的なプロモーションなどの連携事業を進めるにあたり、大学や金融機関のみならず、富山県の支援が必要不可欠であることから、県西部地域における富山県施設の整備とその拠点施設の活用にご配慮をお願いしたい。

ア) 圏域内における交流の拡大、産業振興、文化振興に寄与する中核拠点となるコンベンション施設の新設

イ) ものづくり研究開発センターの隣接地への「富山大学国際連携先端材料研究センター」誘致への支援

ウ) デザイン交流創造拠点の整備促進と施設を核とした幅広い産業分野における国内外のデザイナーとの連携促進

17. 農業用排水施設の補修事業に係る農振除外の要件緩和について（滑川） ＜新規＞

滑川市では、国営事業として「国営施設応急対策事業」制度による用排水路の補修事業が行われることとされており、同用排水路の受益地はほぼ市内全域を網羅している。

当該事業は、農業振興地域に関するガイドラインにおいて土地改良事業等に該当するものとされているため、土地改良事業等を行った区域内にある農地を農用区域から除外するにあたっては、事業が完了してから8年が経過していることなどの要件を満たすことが必要とされている。

当該事業は、断続的に補修・更新対策が行われることから、結果的に事業が長期にわたり継続して行われるため、農用区域から除外するまでには、相当な期間を要すると聞いている。

長期間の農用区域の除外要件の規制を受けることにより、新たな商工業の進出や宅地造成等の土地利用に支障が生じ、地域経済の発展に大きな影響があるものと懸念している。

つきましては、農業用排水施設の補修事業に係る農振除外の要件緩和について、格段のご配慮をお願いしたい。

18. 黒部宇奈月温泉駅及び周辺環境改善への支援について（黒部）

平成27年3月の北陸新幹線開業により富山県を訪れる観光客等の交流人口が増え、黒部市への来街者も増加しており、駅設置者及び支援者に感謝している。

開業後3年も過ぎ、開業効果の減少とともに、来市された方々の多くから、「駅周辺には何もなく、喫茶店や飲食店の一つも無い駅ですね。」と言われ、開業準備が足りなかったことを今さらながら痛感している。

ついては、駅舎内での軽飲食施設や駅周辺での休息・飲食施設の拡充へのご支援を願いたい。

観光・コンベンションの振興について

19. 産業観光魅力創出事業補助金の拡充など産業観光の振興について（富山、高岡）

我が国には脈々と受け継がれてきた伝統産業、高度経済成長を生み出し支えてきた産業、世界をリードする最先端技術など、世界に誇れる数多くの産業がある。富山県においても、アルミ産業や医薬品、機械、プラスチック、繊維、食品のほか、銅器・漆器、木彫刻、和紙の伝統産業など多彩な地場産業が根付くとともに、全国に誇れる技術や製品を持つものづくりの企業が数多く存在している。

また、近年、観光のあり方は多様化し、「見る」から「体験する」観光への需

要が高まってきていることから、これらの産業の現場や技術を一般に公開することは、産業観光の受入企業、技術・製品等のPRのみならず、来訪者と周辺地域との様々な交流による地域振興、伝統産業から最先端産業までの技術の進歩、生活を支えるものづくりの重要性の啓発、文化的側面からの産業振興等、社会的意義は計り知れないものがある。

こうした観点から、富山県商工会議所連合会をはじめ、県内商工会議所は、産業観光の振興を推進しており、機運も高まりつつある。

加えて、大学をはじめとする教育機関と連携し、産業観光を通じて、富山はもとより、日本全国や海外にも展開しているグローバルな企業や、付加価値の高い技術を有する企業が数多くあることを学生に知ってもらうことは、大変意義のあることであり、産業観光が地元企業へのUターンや定着による地方創生の一助となりえる。

しかしながら、産業観光を受け入れる企業にとっては、施設整備や人の配置などの負担が発生するのに対し、そのほとんどがボランティアである。

については、現在、富山県観光課で実施している「産業観光魅力創出事業補助金」の申請需要は大きく増加しており、同補助金の継続及び大幅拡充を図るなど、産業観光の推進における企業の負担軽減について、国をはじめ関係機関に働きかけられたい。

また、地元企業の潜在的な魅力をアピールすべく、県の観光PRイベントやUターン説明会などでも産業観光図鑑を一層活用されたい。

20. 富山駅の快適性・利便性の向上について（富山）

北陸新幹線開業後の富山駅は1日平均約4700人が利用し、旅行者を中心に、開業前と比べ利用者が大幅に増えた。

現在進められている、あいの風とやま鉄道の高架化に伴う、富山駅の再整備により、さらに南北一体となったまちづくりや、乗り換えをはじめ、富山駅周辺における回遊性や利便性の向上を強化する必要がある。

については、観光地点やそのアクセス情報を提供する観光案内所の機能が有効に発揮できる配置、及び高架下商業施設、トイレ、コインロッカーほか各施設への分かりやすい誘導案内の充実など利用者の快適性・利便性の向上に向けて関係機関と協議・指導されたい。

基幹交通体系等の整備について

21. 日本海国土軸の形成に必要不可欠な北陸新幹線の早期大阪延伸について（富山、高岡）

北陸新幹線は、開業3年余で乗車客が3,000万人を突破するなど、その集客力が証明されるとともに、今冬の大雪では安定した運行を継続し、雪に強い新幹線を実証した。加えて、東海地震などの大規模災害時において東海道新幹線の代替補完機能も有し、日本海国土軸の形成に必要不可欠な国家プロジェクトである。

フル規格での「東京―大阪間」の全線開通により、その代替補完機能が十分発揮されるとともに、更に大きな経済効果が期待される。

今般、「敦賀―大阪間」のルートが確定したことで、早期全線開業を求める機運が一段と高まり、大阪・京都・神戸・大津、そして富山・金沢・福井の7商工会議所が連携し、北陸新幹線の早期全線開業の実現に向けた共同アピールをまとめ、敦賀以西の速やかな着工・開業を求めている。

については、次の点について、早期に実現されるよう国をはじめ関係機関に働きかけられたい。

- (1) 「金沢―敦賀間」の2022年度末までの確実な開業
- (2) 敦賀以西についての敦賀開業前の工事着工及び、2030年度（北海道新幹線の札幌開業）を目標とするフル規格による大阪までの全線整備
- (3) 在来線特急の関西・中京圏とのアクセス向上

2.2. 北陸新幹線新高岡駅への「かがやき」定期便停車と臨時便の継続・増便について（高岡）

北陸新幹線新高岡駅は、富山県西部地域はもちろん石川県能登地域、岐阜県飛騨地域の“飛越能の玄関口”であり、開業後も関係各市をはじめ、経済団体や各種団体が連携しながら「一人一客、一人一乗車運動」を展開し、継続的に利用促進を図っているところである。

については、「かがやき」定期便の停車と、現在運行中の「かがやき」臨時便の継続及び増便など、更なる利便性の向上について格別のご高配をお願いしたい。

2.3. 北陸新幹線「つるぎ」の延伸について（黒部）

北陸新幹線の開業後は関東圏へのアクセスが向上し、ビジネスや観光に多大な貢献をしている。県東部においても関東圏とのアクセスが格段に向上しているが、関西圏や中京圏との経済界の繋がりや、自動車関連や機械関連、観光関連を中心に、今でも深く大きなウェートを占めている。

富山～金沢間のシャトル便として現在運行している「つるぎ」においては観光客、通勤客をはじめビジネス客の利用も増加傾向にあるが、このシャトル列車「つるぎ」を金沢から長野駅まで延伸させ、東京・長野間の「あさま」と連携することで、「はくたか」「かがやき」と合わせ、東京・金沢全区間で3種類が走ることとなり北陸新幹線全線の利便性が向上することはもとより、県東部の住民や新潟県西部の住民、そして産業界にとっても関西圏や中京圏とのアクセスが一層向上する。

合わせて、長野県北部で増加しているインバウンド観光客の北陸地域への誘導や、「あさま」との連携強化による、新幹線利用客の富山以東の他沿線ルートからの利用客の増加や利便性が高まるなど乗車率も増すものと考えられることから、長野駅までの延伸に積極的な働きかけをしていただけるようお願いしたい。

2.4. 高山本線の利便性の向上について（富山）

「高山本線」は、北陸新幹線経路による観光客が、高山市などを訪れる際の二次交通としての利用価値が高まっているうえに、大雪など防災上の観点からしても重要な路線である。

については、「特急ひだ号」の増便や北陸新幹線のダイヤに合わせた接続など、

利便性向上を JR 東海・西日本をはじめ、高山本線強化促進同盟会などの関係機関や国へ働きかけられたい。

25. JR 城端線と氷見線の直通化及び IC カードの読み取り機の設置について（高岡）

JR 城端線と氷見線は、通勤・通学や、交通弱者である高齢者のための交通手段として、また、新幹線を利用する観光客やビジネス客の二次交通としても、その存続と利便性の向上が大変重要となっている。

については、利便性の向上や、新幹線や並行在来線との接続強化を図るため、両線の直通化について格段のご配慮を賜るようお願いしたい。

また、現在「あいの風とやま鉄道株」では IC カード「ICOCA」が導入され、JR 西日本でも城端線新高岡駅に IC カード読み取り機が設置されているが、JR 城端線の他駅や氷見線への導入に関しても、「あいの風とやま鉄道」との連携による両線の利便性向上のため、IC カード読み取り機の設置について、JR や関係機関への働きかけをお願いしたい。

26. 万葉線の海王丸パークまでの延伸について（射水）

県内の中央に位置する海王丸パークは、富山県を代表する有数の集客力の高い観光施設であり、北陸新幹線が開業して以来、年間を通して入込み客数は高い数字を保っており、富山県を代表する観光のキラーコンテンツである。富山湾の味覚を堪能できる飲食物販施設であるきつときと市場や、タモリカップ富山大会や全中ヨット選手権大会の開催地でもある新湊マリーナと併せ、全国的に知名度が高まっている。

今後も更なる観光客の集客が期待されるが、北陸新幹線の二次交通としての機能と「ドラえもん ترام」など観光資源としての価値も備える万葉線を海王丸パークまで延伸することは、交通の利便性と観光資源としての魅力の向上という相乗効果を高めるものであり、県の全面的な支援をお願いしたい。

27. 「富山きときと空港」の利用促進について（富山）

「富山きときと空港」は、環日本海・アジア交流の拠点空港としての役割を果たす機能充実が一層求められている。

インバウンド振興の観点からも、航空路線の維持安定化は極めて重要である。

については、新幹線と航空機が補完的な関係にあることを強力に周知され、周辺地区との連携を強化し、利用促進を図られたい。

加えて、LCC（格安航空会社）やリージョナルジェットの活用による新たな国内（大阪国際空港等）・国際（経済成長が著しい東南アジア等）路線の開拓など、国内外の航空路線を充実することで、旅客需要の掘り起しと競争力の強化を図られたい。

28. 東海北陸自動車道の富山県側4車線化の早期着手について（高岡）

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域の結びつきを強める極めて重要な道路である。しかしながら、一宮 JCT～飛騨清見 JCT までの区間は、今年度中に4車線化されるにもかかわらず、飛騨清見 JCT～小矢部 JCT までの区間は、いまだ2車線区間の対面通行となっている。2016年より城端トンネル北川坑口～福光 IC 及び南砺 SIC～小矢部砺波 JCT の2区間で付加車線の試行設置が承認され、2017年8月に工事着工されたところであるが、引き続き早期の全線4車線化に取り組んでいただきたく、次の事項について格別のご高配をお願いしたい。

- (1) 東海北陸自動車道（飛騨清見 JCT～小矢部 JCT 間）の早期4車線化
- (2) 暫定2車線区間の緊急安全対策として早期のワイヤーロープ設置
- (3) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流を確保するための重要物流道路としての指定

29. 能越自動車道の事業化区間の早期全線開通と4車線化の早期事業着手について（高岡）

能越自動車道は、石川県能登地域・富山県西部地域と三大都市圏との交流を促進し、加えて広域観光ルートの形成など地域の発展に大きく寄与する高規格幹線道路である。

しかしながら、輪島道路や田鶴浜七尾道路で、まだ未整備区間があるため、能越自動車道の整備効果が能登半島全域に波及していない状況となっている。

については、次の事項について格別のご高配をお願いしたい。

- (1) 事業化区間の早期全線開通
- (2) 能越自動車道（七尾 IC～高岡 IC 間）供用済暫定区間2車線の早期4車線化
- (3) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するための重要物流道路としての指定

30. 富山—高山間の高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備促進について（富山）

高規格道路である「東海北陸自動車道」及び地域高規格幹線道路である「富山高山連絡道路」は、共に、信頼性の高い道路ネットワークを形成し、防災上のライフラインとしても重要な道路である。

については、「東海北陸自動車道」の早期全線4車線化の実現並びに、「富山高山連絡道路」の早期完成を引き続き国へ働きかけられたい。

31. 富山県湾岸都市を結ぶ道路の建設促進について（射水）

- (1) 新庄川橋の架け替え＜新規＞

庄川にかかる新庄川橋は、1938年に改築され、築後80年が経過している。北陸地方整備局における庄川直轄河川改修事業の計画では2020年から2037年の間に架け替え予定とあるが、老朽化が進む新庄川橋と、それに並行して

架かる万葉線庄川橋梁の架け替えを望む声は多く、早期実現に向けた関係機関による正式協議が行なわれるよう格段のご配慮をお願いしたい。

(2) 一般県道姫野能町線（都市計画道路北島牧野作道線）の整備促進

この路線は、富山新港背後地と高岡市を直接結ぶ重要な道路であり、北陸新幹線新高岡駅や能越自動車道へのアクセスとして期待されている。また、国道8号及び国道415号を補完する道路でもあり、現在、朝夕の通勤時間等は大変混み合っており、早期完成を望む多くの声が寄せられている。

については、湾岸部都市連携を強化するためにも、差し当たって第2期要望区間の中でも姫野（西）交差点から中曽根地区東部市道までの本道路改良事業の早期延伸について格別のご配慮をお願いしたい。

(3) 七美四方荒屋間の県道新設

七美四方荒屋間の県道建設は、射水市と隣接する富山市、高岡市を相互に結び、国際拠点港湾伏木富山港など広域的な交通拠点と周辺都市の主要拠点を連絡する極めて重要な道路である。

また、輸送効率の向上や一般国道8号線の渋滞解消による物流の円滑化が図られ、地域経済の振興に大いに寄与するものであり、湾岸部の都市間連携をより強化にするためにも、射水市（七美）から富山市（荒屋）に向けての道路の新設に対し格別のご配慮をお願いしたい。

(4) 湾岸連絡道路（朝日～射水～氷見）の建設促進

富山県の湾岸都市を結び能登地域に通ずる湾岸道路（国道8号～国道415号～国道160号）は、伏木富山港の三港（伏木港、富山港、富山新港）を結ぶ港湾道路として、また災害時における国道8号のバイパス的な役割を担う重要な幹線道路だが、交通量の実態などに合わせ、早期整備に特段のご配慮をお願いしたい。

3.2. 国道8号入善・黒部バイパスの4車線化建設促進について（魚津）

国道8号線は、日本海沿岸を縦貫する主要な基幹道路であり、本市の市民生活や産業経済等の振興に大きな役割を果たしている。

近年のモータリゼーションの進展とともに、交通の円滑化が求められる中、魚津滑川国道8号バイパスが平成28年2月に全線4車線化が図られた。

一方、入善黒部バイパスは、魚津市江口と黒部市古御堂との間の区間が、平成26年度に暫定2車線で供用開始され、既に供用済みであった黒部市古御堂～入善町上野間と連結し、北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅へのアクセス向上はもとより、新川地域の産業経済や地域間交流の進展に大きく寄与している。

しかしながら、本バイパスの供用開始により、著しく交通量が増大しているのも事実で、交通混雑、交通事故等の発生が懸念されている。

については、円滑な交通を進めるためにも、入善黒部バイパスの4車線化の整備促進について、格段のご配慮をお願いしたい。

3 3. 国道 8 号線の富山新潟県境部における整備促進について（黒部）〈新規〉

道路は、豊かな県民生活や活力ある産業・経済・社会活動を支える基礎的な社会資本であり、高規格幹線道路から生活道路まで県民誰もが安全・便利で快適に利用できる社会の実現が求められている。

中でも、観光振興や地域活性化の取り組みを加速し地方創生を実現するためには、地方への人の流れをつくる広域道路ネットワークの形成が必要である。

県東部地域は、隣接する新潟県上越地域と密接な関係にあり、人の往き来はもとより、産業面でも両地域間の交通量は多く、それを支える国道 8 号線は、極めて重要な道路である。

しかしながら、県境部の天下の険、親不知区間は急峻な地形となっており、事前通行規制区間に指定され、大型化・国際化するトラック・トレーラーなどの貨物輸送車両等にとって通行が厳しい状況である。また、この区間は、天候にも大きく左右され、平成 29 年 7 月の豪雨では、並走する北陸自動車道とともに約 9 時間にも及ぶ通行止めが発生し、その結果、長野県松本市を迂回する経路での輸送となったところである。

日本海側を東西に結ぶ大動脈である国道 8 号線の役割は、昭和 27 年の 1 級国道としての指定以来 50 有余年が経過した今日でも大変重要であり、今後の安全な通行や日本海側の基幹道路としての役割達成のため、親不知区間の別線ルートの整備促進を要望するものである。

また、本年度から重要な幹線道路を国が「重要物流道路」と認定し災害時等の優先復旧道路として位置づけることとされているが、日本海側の最重要連絡道路である国道 8 号線の速やかなる認定にご尽力願いたい。

3 4. 日本海側拠点港伏木富山港の港湾機能の拡充及び整備促進について（射水）

(1) 富山新港の多目的国際ターミナルの整備

泊地の -1.4 m 増深、-1.2 m 岸壁の延伸（残約 200 m）とコンテナヤードの拡張について、引き続き働きかけられたい。

(2) 富山新港に寄港する旅客船の大型化への対応並びに旅客船ターミナル施設の設置について、特段のご配慮をお願いしたい。

3 5. 国内外との定期航路拡充と旅客船寄港誘致のためのポートセールス促進について（射水）

(1) 諸外国（東南アジア・韓国・中国・ロシア）との定期航路拡充促進

(2) 旅客船寄港の誘致促進

県や伏木富山港ポートセールス推進協議会等では、荷主企業や船会社に対し、港湾の利用促進に向けた各種の活動に取り組んでおられるが、引き続き、集荷体制の強化並びに定期航路の開拓・拡充について働きかけをお願いしたい。